

業務仕様書

1. 業務名

北塩原村・磐梯町 TV 等を活用したプロモーション業務

2. 業務の目的

本業務は、北塩原村及び磐梯町（以下「2町村」という）の豊かな自然環境、歴史、文化、そして特産品を題材としたテレビ番組を制作・放送し、さらに番組で紹介された商品を直に販売する機会を設けることにより、2町村の認知度向上、観光誘客の促進、および特産品の販路拡大・ブランド力向上を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日の翌日 から 令和9年3月31日 まで

4. 業務内容

受託者は、以下の業務を実施すること。

- (1) テレビドラマの企画・脚本制作
- (2) 撮影・編集・録音等の映像制作全般（2町村内でのロケーション撮影を含む）
- (3) 首都圏の地上波放送枠での放送
- (4) テレビ放送後一定期間、TVer での見逃し配信
- (5) 配信プラットフォーム（SVOD）での配信
- (6) SNS 等を活用したプロモーション
- (7) 放送と連動した特産品 PR 企画の実施

5. 制作および放送における必須要件

本ドラマの制作にあたっては、以下の要件を必ず満たすこと。

- (1) 特産品の認知度向上に寄与する演出
単なる風景の紹介にとどまらず、2町村の特産品をストーリーの重要な要素として組み込むこと。
- (2) ロケーション撮影
2町村を象徴する観光地をロケ地として積極的に活用し、映像美をもって2町村の魅力を表現すること。
- (3) 見逃し配信、有料配信の実施
テレビ放送後に一定期間、TVer での見逃し配信実施に加え、配信プラットフォーム

ム等（SVOD）にアーカイブ動画としてアップすることで、日本国内全域に向けた情報発信を図ること。

（４）首都圏での物産展の実施

ドラマで登場した商品や２町村の特産品を購入できる物産展を首都圏で開催すること。

（５）キャスティング

２町村のイメージアップに貢献し、ターゲット層（例：20～40代の女性、ファミリー層など）に訴求力のある俳優・タレントを起用すること。

6. 納品物

（１）放送用映像データ（指定フォーマット）

（２）PR用ショート動画（SNS用、15秒・30秒バージョン等）

（３）業務完了報告書（視聴率、SNS反響分析、特設サイトPV数、キャンペーン応募数などの効果測定結果を含む）

7. 著作権等の取扱い

製作したテレビドラマの所有権、著作権は受託者またはドラマ制作に関わる第三者（以下、第三者とする）に帰属するものとする。第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。

２町村による納品物の二次利用については、あらかじめ書面又はメール等で受託者または第三者の承諾を得るものとし、その利用範囲、期間、費用及び条件については、両者協議の上で決定するものとする。

8. 特記事項

（１）撮影にあたっては、自然環境の保護に最大限配慮し、関係法令等を遵守すること。

（２）地域住民や観光客の迷惑とならないよう、安全管理および周辺への周知を徹底すること。

（３）企画内容や脚本、キャスティングについては、事前に発注者と協議し、承認を得た上で進行すること。

（４）２町村及び本件業務の受託者は、業務遂行上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了後も同様とする。

(5) 経理処理

本件業務委託の財源として、「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）」を活用していることから、復興庁が定める最新の「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）」経理処理等マニュアルに従い、適切に経理処理を行わなければならない。

(6) 打合せ

本件業務を効率的に執行するため、対面またはオンラインにて複数回の打ち合わせを行うこと。なお、対面の場合は2町村の役場や現場等で行うこととし、2町村までの移動に係る一切の費用及び打ち合わせに係る一切の費用は提案上限額に含むものとする。

(7) その他

テレビ番組の放送局や出演者等の選定に当たっては、履行期間内に公開できない事態や公開することで2町村の名誉やイメージを毀損することが無いよう、社会情勢や出演者のSNS等での発言内容等を踏まえ、慎重に精査すること。

(8) 疑義の解消

本書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、2町村と受託者が協議の上定める。